

設計内容説明書（バリアフリー性：等級3対応）

〔第一面〕

建築物の名称					建築物の所在地				
--------	--	--	--	--	---------	--	--	--	--

確認項目	設計内容説明欄					設計内容 確認		
	項目	設計内容（機構監修住宅工事仕様書による場合は記入不要）			記載図書			
部屋の 配置等	特定寝室と 同一階にある部屋	☐ 便所 (特定寝室 階、室名:)			☐ 住宅工事仕様書 ☐ 平面図 ☐	☐ 適 ☐ 不適		
	玄関	☐ くつずりと玄関外側の段差 () mm ≤ 20mm ☐ くつずりと玄関土間の段差 () mm ≤ 5mm			☐ 住宅工事仕様書 ☐ 平面図 ☐	☐ 適 ☐ 不適		
段差	浴室 出入口	☐ 単純段差 () mm ≤ 20mm ☐ またぎ段差 () mm ≤ 180mm(内外の高低差120mm以下) + 手すり設置			☐			
	バルコニー 出入口	・非接地住宅のみ記入 ☐ 単純段差 () mm ≤ 180mm(踏み段*使用の場合は360mm以下)						
		☐ 単純段差 () mm ≤ 250mm + 手すり下地設置						
		☐ またぎ段差 () mm ≤ 180mm + 手すり下地設置 (踏み段*使用の場合は屋内側180mm以下、屋外側360mm以下) * 踏み段: 奥行き300mm以上、幅600mm以上、バルコニーの端との距離1,200mm以上、かつ、1段であるものに限る。						
	居室の一部に基準に 適合する範囲で設け る段差	☐ 居室の一部に基準に適合する範囲で設ける段差なし						
		☐ 居室の一部に基準に適合する範囲で設ける段差あり ・ 300mm ≤ 段差 () mm ≤ 450mm ☐ 段差部分の方が高い ☐ 介助用車椅子の移動を妨げない ・ 居室面積 () m ² ・ 3m ² ≤ 段差部分の面積 () m ² < 9m ² (居室面積18m ² 以下の場合居室面積の1/2) ・ 段差部分の間口 () mm ≥ 1,500mm ・ 段差部分面積の合計 () m ² < 居室面積の1/2						
		その他 (日常生活空間外) ・ 室名 () ・ 段差 () mm						
階段	勾配等	☐ ・ 勾配 () ≤ 22/21 ・ 550mm ≤ 蹴上×2+踏面 () mm ≤ 650mm ・ 踏面 () mm ≥ 195mm ☐ ホームエレベーター設置			☐ 住宅工事仕様書 ☐ 平面図 ☐ 詳細図 ☐	☐ 適 ☐ 不適		
		☐ 蹴込み () mm ≤ 30mm ☐ ホームエレベーター設置						
	形状	・回り階段のみ記入 ☐ 勾配等の基準を適用(狭い方から300mmの位置で規定寸法を確保) ☐ 勾配等の基準を適用しなくてもよい部分に該当 ☐ ホームエレベーター設置						
	基準	☐ 令第23条から第27条までの基準に適合						
	階段	☐ 設置箇所 (☐ 片側 ☐ 両側(勾配45度を超える場合)) 踏面先端からの手すり高さ () mm (手すり高700mm～900mm) ☐ ホームエレベーター設置						
手すり	動作補助 手すり	・ 便所 (☐ 立ち座り用設置) ・ 浴室 (☐ 浴槽出入用設置) ・ 玄関 (☐ 上がりかまちの昇降、靴着脱用設置 ☐ 設置可) ・ 脱衣室 (☐ 衣服着脱用設置 ☐ 設置可)			☐ 住宅工事仕様書 ☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐	☐ 適 ☐ 不適		
		☐ 腰壁等の高さ () mm ≥ 1,100mm ☐ 650mm ≤ 腰壁等の高さ () mm < 1,100mm 床面から1,100mm以上の位置に設置						
	バルコニー 転落防止	☐ 300mm ≤ 腰壁等の高さ () mm < 650mm 腰壁等から800mm以上の位置に設置						
		☐ 腰壁等の高さ () mm < 300mm 床面から1,100mm以上の位置に設置						
		☐ 該当なし						
	2階以上の窓 転落防止	☐ 窓台等の高さ () mm ≥ 800mm ☐ 650mm ≤ 窓台等の高さ () mm < 800mm 床面から800mm(3階以上1,100mm)以上の位置に設置						
		☐ 300mm ≤ 窓台等の高さ () mm < 650mm 窓台等から800mm以上の位置に設置						
		☐ 窓台等の高さ () mm < 300mm 床面から1,100mm以上の位置に設置 ☐ 該当なし(転落のおそれのある開放可能な窓なし)						

確認項目	設計内容説明欄			設計内容
	項目	設計内容(機構監修住宅工事仕様書による場合は記入不要)	記載図書	
手すり	廊下・階段 (開放されている側) 転落防止	☐ 腰壁等の高さ () mm $\geq$ 800mm ☐ 650mm $\leq$ 腰壁等の高さ () mm $<$ 800mm 床面・踏面先端から800mm以上の位置に設置 ☐ 腰壁等の高さ () mm $<$ 650mm 腰壁等から800mm以上の位置に設置 ☐ 該当なし(転落のおそれのある廊下・階段なし)	☐ 住宅工事仕様書 ☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐	☐ 適 ☐ 不適
	手すり子	☐ 手すり子*内法 () mm $\leq$ 110mm * 手すり子: 床面・踏面の先端及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの800mm以内の部分に存するものに限る。 ☐ 該当なし		
通路及び出入口の幅員 (日常生活空間)	通路	☐ 通路最小有効幅員 () mm $\geq$ 780mm ☐ 柱等の箇所 () mm $\geq$ 750mm	☐ 住宅工事仕様書 ☐ 平面図 ☐	☐ 適 ☐ 不適
	出入口 (バルコニー・勝手口を除く)	☐ 玄関出入口有効幅員 () mm $\geq$ 750mm ☐ 浴室出入口有効幅員 () mm $\geq$ 600mm ☐ その他の出入口 () mm $\geq$ 750mm(軽微な改造を含む)		
	浴室	☐ 短辺内法 () mm $\geq$ 1,300mm + 内法面積 () m ² $\geq$ 2.0m ² (共同住宅等の場合は短辺内法1,200mm以上、かつ、内法面積1.8m ² 以上)	☐ 住宅工事仕様書 ☐ 平面図 ☐	☐ 適 ☐ 不適
	便所	☐ 長辺内法寸法 () mm $\geq$ 1,300mm(軽微な改造を含む) ☐ 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離 () mm $\geq$ 500mm (ドアの開放又は軽微な改造による長さを含む) ☐ 便器の形式は腰掛け式		
寝室、便所及び浴室(日常生活空間)	特定寝室	☐ 特定寝室内法面積 () m ² $\geq$ 9.0m ²		

<用語の解説>

「特定寝室」 : 高齢者等の利用を想定する一の主たる寝室のことをいいます。新築時に高齢者等がいない場合などであっても、高齢者等が利用することを想定する寝室を特定してください。

「日常生活空間」 : 高齢者等の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、特定寝室、食事室及び特定寝室の存する階(接地階を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいいます。

「接地階」 : 地上階のうち最も低い位置に存する階をいいます。

「勾配等の基準を適用しなくてもよい部分」 : a. 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
b. 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
c. 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

